

新生活の手続き忘れずに！

進学や就職などで引っ越された方は、原則、**現在住んでいる寮・アパート等が住所地**になります。住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。住民票は、国民健康保険、義務教育の就学などの行政サービスや**選挙人名簿への登録**などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出届に必要なもの

- ① 本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
- ② 印鑑登録証（登録者のみ）
- ③ 国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
- ④ 後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）
- ⑤ 介護保険被保険者証（加入者のみ）
- ⑥ 印鑑

*届出する人が転出者本人または同じ世帯でない場合は委任状が必要です。

▶問合せ 町民課住民係 ☎ 2 1 1 3



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できるようになりました

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの提出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり神崎町役場への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身で引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

詳しくは、QRコードよりご確認ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。



国保・高齢者医療だより

交通事故等に遭ったら必ず届出をしましょう

交通事故など、第三者（他人）行為によって傷病等を受けた場合でも、保険証を使って治療を受けることができます。

第三者行為により受けた傷病等の医療費は、加害者が全額を負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けた場合、被害者の医療費を一時的に立替え、あとで加害者へ費用を請求します。保険証で治療等を受ける場合は、必ず「**第三者行為による傷病届**」を町民課国保年金係へ提出して下さい。

※自損事故の場合も、届出を提出して下さい。届出書は、役場町民課にあります。

▶事故に遭ったら

- ① すぐに警察へ届けてください。
(けが等があったら人身事故として処理してもらってください)
- ② 事故の状況を確認し、相手方の氏名・住所・連絡先だけでなく、自賠責保険の会社名や番号に関する情報についても確認してください。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険証が使用できなくなります。示談の前に必ず国保年金係へご相談ください。

- 次の場合は国民健康保険が使えません
- ・雇用者が負担すべきもの、労災対象の事故
 - ・犯罪行為や故意の事故
 - ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

▶問合せ
町民課国保年金係
☎ 2 1 1 3

